

死亡に関する給付

1 埋葬料、埋葬料附加金

(1) 支給要件

組合員が公務によらないで死亡したとき。

(2) 受給権者

組合員の死亡当時、被扶養者であった者で埋葬を行う者であり、これらの者がいない場合は、実際に埋葬を行い費用を負担した者に対し、埋葬料及び埋葬料附加金が支給されます。

(3) 支給額

ア 被扶養者がいる場合

(ア) 埋葬料 50,000 円

(イ) 埋葬料附加金 25,000 円

※船員組合員の場合は、標準報酬月額 of 2 月分－50,000 円

イ 被扶養者がいない場合

(ア) 埋葬料

50,000 円の範囲内で埋葬に直接要した費用に相当する金額

(イ) 埋葬料附加金

25,000 円 (埋葬に直接要した費用が 50,000 円を超える場合に限り支給)

※船員組合員の場合は、標準報酬月額 of 2 月分－50,000 円

(4) 請求書類

ア 被扶養者がいる場合

(ア) 埋葬料・同附加金請求書

(イ) 市区町村長の埋葬許可証・火葬許可証〔写し〕

ただし、やむを得ない理由がある場合は、死亡の事実を証明する書類 (死亡診断書又は死体検案書)

(ウ) 支払未済金の請求書 (2 支払未済金の給付 (4) に同じ。)

イ 被扶養者がいない場合

(ア) 埋葬料・同附加金請求書

(イ) 市区町村長の埋葬許可証・火葬許可証〔写し〕

ただし、やむを得ない理由がある場合は、死亡の事実を証明する書類 (死亡診断書又は死体検案書)

(ウ) 埋葬に要した費用の額に関する証拠書類〔原本〕→確認後返却

(エ) 支払未済金の請求書 (2 支払未済金の給付 (4) に同じ。)

※ 埋葬の意味については、「埋葬」死体を土に葬る、「火葬」死体を葬るためにこれを焼くとして区別していますが、埋葬料支給における埋葬とは、そのいずれも含みます。

また、死体の発見がされない場合も含んだ、いわゆる葬式の意味合いとなります。

2 支払未済金の給付

(1) 支給要件

組合員が支給を受けることができた給付を受けないで死亡したとき。

(2) 受給権者

組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹またはこれらのもの以外の三親等内の親族であって、組合員の死亡当時組合員と生計を共にしていたもの。生計を共にしていたものがいない場合は、該当者がいないことになります。

(3) 支給額

支払未済額

(4) 請求書類

ア 遺族届出書

イ 戸籍謄本〔原本〕→ 確認後返却

ウ それぞれの住民票の写し（請求者が組合員の被扶養者以外の場合）

エ 同居または経済的援助についての申立書（請求者が被扶養者以外で住所が住民票上異なる場合）

3 家族埋葬料、家族埋葬料附加金

(1) 支給要件

組合員の被扶養者が死亡したとき。

(2) 支給額

ア 家族埋葬料 50,000 円

イ 家族埋葬料附加金 25,000 円

※船員組合員の場合は、標準報酬月額×1.4ヶ月分－50,000 円

(3) 請求書類

ア 家族埋葬料・同附加金請求書

イ 市区町村長の埋葬許可証・火葬許可証〔写し〕

ただし、やむを得ない理由がある場合には、死亡の事実を証明する書類（死亡診断書又は死体検案書）

4 資格喪失後の埋葬料

(1) 支給要件

組合員が資格喪失後3か月以内に死亡したとき。

ただし、組合員であった者が退職後、死亡するまでの間に他の組合の組合員（他の法律に基づく共済組合、その他健康保険または船員保険の被保険者を含む）の資格を取得したときは、これらの共済組合等から死亡に係る給付が行われるため、資格喪失後の埋葬料は支給されません。

(2) 受給権者

組合員の資格喪失当時、被扶養者であった者で埋葬を行う者であり、この者がいない場合には、

実際に埋葬を行いその費用を負担した者。

(3) 支給額（埋葬料附加金は支給対象外）

ア 被扶養者がいる場合

埋葬料 50,000 円

イ 被扶養者がいない場合

埋葬料 50,000 円の範囲内で埋葬に直接要した費用に相当する金額

(4) 請求書類

1 埋葬料、埋葬料附加金の（4）に同じ。